

## 平成29年度 宇都宮市学校教育問題対策専門委員会会議録

■ **日時** 平成29年7月26日（水）午後1時20分～3時00分

■ **会場** 宇都宮市役所本庁舎 13階 教育委員室

■ **出席者**

委員： 青柳宏会長，石神知也委員，朝信泰昌委員，小林順子委員

事務局： 学校教育担当次長，学校教育課長，学校教育課長補佐，  
学校教育課学校いきいきグループ係長 他2名

■ **傍聴者** 1名

■ **会議経過**

1 開 会 午後1時20分～

2 教育委員会あいさつ

3 専門委員会委員・事務局紹介

4 会議の公開について（説明：事務局）

5 議 事 午後1時27分～

(1) 報告事項（説明：事務局）

① 「宇都宮市いじめ防止基本方針」の改訂について

② 国の基本方針の主な改定内容を踏まえた市改訂基本方針への対応の方向性

③ 平成27年度いじめの状況について

④ いじめ根絶に向けた本市の取組等について

(2) 協議事項（説明：事務局）

・ 改訂「宇都宮市いじめ防止基本方針（素案）」の検討について

6 事務連絡

7 閉 会

### <委員からの主な意見・質問等（要旨）>

【議 事】 (1) 報告事項

① 「宇都宮市いじめ防止基本方針」の改訂について

② 国の基本方針の主な改定内容を踏まえた市改訂基本方針への対応の  
方向性

③ 平成27年度いじめの状況について

④ いじめ根絶に向けた本市の取組等について

会 長： 事務局からの説明について，質問・意見をいただきたい。

委 員： 資料2の「3 改訂の内容」に「性同一性障がいや性的志向・性的  
自認に係る児童生徒への配慮」との記載がある。「性同一性障がい」に  
ついての概念ははっきりしているが，「性的志向・性自認」については  
曖昧であるので，何を指すのか定義を教えてほしい。

事 務 局： 「性的志向」については，性的対象や恋愛対象が男性なのか女性な  
のか，または両方なのかということである。「性自認」については，自  
分は男性なのか女性なのかといった性別についての自己意識のこと  
である。

- 委員： それならば、「性同一性障がい」に含まれるので、記載する必要はないのではないか。含まれないのなら、何を指すのか分かるような説明を付けるべきである。
- 委員： 事務局の説明で理解できると思われる。
- 委員： 指針を運用する学校が分かるような説明をつけるべきである。
- 事務局： 国の基本方針に使われている言葉であるので、その定義などについて、必要に応じて補足説明を追記したい。
- 委員： 「性同一性障がい」については、行政上は資料2にあるような大まかな表現になってしまうが、体への違和感や思春期によるアイデンティティーの混乱など、多様な要因があるので、丁寧に個々の内面の問題に向き合っていく必要がある。
- 委員： いじめの状況については、資料にある数字だけではよく分からないが、教育委員会としてどのように捉えているのか。
- 事務局： 学校が児童生徒の様子を丁寧に見取り、積極的に認知した結果、認知件数が増えたと考えている。そのため、言葉による初期段階のいじめが増えてきている。
- 委員： 認知したいじめの約99%は解消しているとのことだが、その中に、重大な案件につながるようなものがないかどうか把握しているのか。
- 事務局： 解消していないものや深刻なものなどについては、学校から連絡を受け、連携して対応している。また、問題行動等に関する調査で、「解消していない」と回答のあったものについては、個別に確認している。
- 委員： 医師として相談を受けてきた実感としては、いじめの件数は10年前と比べて変化している印象はない。認知件数として出てくるものは氷山の一角と考えている。本市の案件ではないが、自殺に至ったようなものを見ると、学校がいじめとして取り上げられなかったケースが多い。いじめとしてしっかりと取り上げて対応することが大切である。このような対応は、管理職者の姿勢によるところが大きいため、学校長あてに直接手紙を書いたり、相談者に対して教育委員会への相談を促したりすることもある。さらに積極的に認知することで、初期段階のうちに取り上げて解決でき、重大な事態に至らないと考えている。
- 事務局： 平成27年8月の文部科学省からの通知にも、いじめの認知件数が多いことを肯定的に捉えるよう記載されている。
- 委員： その通知がもっと以前に出されると良かった。私は10年程前からいじめの積極的な認知を肯定的に捉えるべきだと主張している。
- 委員： 昨年度、厚生労働省の事業である「すこやか親子21」に関連した調査のため、約2万人の中高生を対象にアンケートを行い、その結果を分析したところ、「いじめられた経験がある」という人は自殺願望の割合が高まることが分かった。小学校や中学校で受けたいじめがその時点で解消したとしても、その後、大学などに進学してから過去にいじめられた経験が尾を引き、「生きている意味が分からない」などの思いを抱える例もある。いじめの解消をどのタイミングで判断するか、

安易に捉えないで被害者本人にしっかりと確認して欲しい。

事務局： 解消については、いじめの行為が止んでいるだけではなく、被害児童生徒本人やその保護者に苦痛を感じていないか確認することとなっている。

委員： いじめに関して、性同一性障がいには留意することは重要であるが、自閉症スペクトラムや注意欠陥多動性障がいの児童生徒がいじめと関連している事例が多い。自閉症スペクトラムの児童生徒は社会性やコミュニケーションに障がいがあることが多いので、いじめの対象となりやすい。自閉症スペクトラムの概念はここ20年程のものであり、知識が少ないベテランの教員もいるかもしれないので、その概念について、教員や児童生徒への周知徹底を図ってほしい。注意欠陥多動性障がいについては、授業を壊したり動き回ったりといった特性があり、いじめの加害者の中にも多くいる。疾病的な問題でいじめてしまうことがあるので、場合によっては治療的な側面での介入が必要になる。

委員： 最近では、発達障がいに関する理解は進んでおり、教員免許更新の研修で扱っている。

委員： 性同一性障がいだけではなく、発達障がいに関することについてもしっかりと記載したほうがよいと思う。

事務局： 特別支援学級がある学校では、特別支援学級の担任が、発達障がいに関する考え方を他の教員に教えるといった取組も行っており、発達障がいに関する理解も進んできている。だが、保護者がなかなか受け入れなかったり、保護者の要望もあり、当該児童生徒が発達障がいであることを周りの児童生徒にうまく伝えられなかったりなどの難しさがある。

委員： 保護者に診断・治療を受けさせることは別問題で、発達障がいがいじめ問題の背景の一つになっていることを教員が十分に理解して見守り、いじめにつながらないようにすることが重要である。いじめにつなげないために、場合によっては、小学校高学年以上には、発達障がいの児童生徒がいることやその特性について伝える必要があるかもしれない。資料2に、障がいのある児童生徒への配慮についての記載があるが、教員が理解できるように、具体的に、「発達障がい」、「精神障がい」、「身体障がい」などの表現で記載した方がよいのではないか。

委員： 学校が発達障がいの疑いを持ったときに、確定診断が出なくとも、学校の見立てに基づいた対応を行い、その結果、よい変化が見られれば保護者に伝え、家庭でも同一步調で進めてもらうとよい。保護者は、子供に成長してほしいと思っているので、このような流れでいくと対応がもっとうまくいくのではないかと、前向きな伝え方をしていくと受け入れられやすくなる。また、発達障がいと愛着障がいとが合併しているケースもあり、社会性や共感する心が育たないためにいじめを行ってしまうこともあるので、発達障がいと並行して愛着障がいについても配慮して対応するとよい。

【議 事】 (2) 協議事項

① 改訂「宇都宮市いじめ防止基本方針（素案）」の検討について

- 会 長： 事務局からの説明について、質問・意見をいただきたい。
- 委 員： S S Wについて、仕事内容は何か、いじめにどのように関わっているのか、宇都宮市に何人いるのか、学校と教育委員会のどちらに配置しているのか教えてほしい。また、児童相談所との役割分担はどうなっているのか教えてほしい。
- 事 務 局： 教育委員会に2名配置している。養育力不足、虐待、貧困などの家庭内の問題が要因となっている児童生徒の問題行動について、問題行動の解決のために、家庭と福祉等の関係機関を繋いでいく役割を担うものである。家庭環境がいじめの要因となっている事案にS S Wを活用することが有効と考え、本市素案に記載することとした。
- 委 員： 児童相談所はケースワークを行い、S S Wはソーシャルワークを行う。児童相談所は、S S Wが家庭とつなげる専門機関の一つである。
- 事 務 局： 具体的な対応事例や、S S Wへの依頼方法を教えてほしい。
- 委 員： 学校長が教育委員会に連絡してS S Wの支援を依頼する。事例としては、ライフラインが止まっていることで衛生面に問題が生じた児童について、その改善のためにS S Wが家庭と関係機関をつなぐなど、様々ある。
- 委 員： 数年前に本市で起きたインシュリン未投与による死亡事例のように、家庭環境に問題がある場合などに、S S Wが関与する余地はあるのか教えてほしい。
- 事 務 局： 関与する余地はある。
- 委 員： 対応する範囲が広大であるので、各校に1人配置が望ましいのではないか。どんどん拡充したほうがよい。
- 委 員： 児童生徒と保護者では、学校のいじめ解消に対する肯定的割合が大きく異なるため、保護者への啓発が必要とのことであったが、保護者の立場から見ると、様々な素因から、まだ解決していないと感じるのではないか。保護者の評価を無理に上げようとせず、評価が低いことを肯定的に捉え、保護者はどのような点について対応が不十分と考えているのかどうかを検証し、その後の対策に生かしていけるのではないか。
- 委 員： いじめる側といじめられる側の関係性の中でいじめは起きるので、道徳の授業で人との関わり方などを教えたり、S CやS S Wを活用して関係性の改善を図ったりしていると思う。S CやS S Wは頻繁に来校できないので、学校は、S Cから児童生徒の本当の気持ちを聞きだすためのスキルなどを学び、活用していくとよいのではないか。
- 委 員： 資料7の12ページ、第5章の重大事態への対処について、文部科学省や市から出ているガイドラインを参照するようにとの記載があるが、ガイドラインから大切な部分を抜き出して記載するということはないのか。

- 事務局： ガイドラインの概要を記載したものが第5章となる。実際に対応する場合は第5章の内容だけでは不十分であるため、基本方針を学校に送付する際には、改めてガイドラインも併せて送付する。
- 委員： 重大事態についての記載のうち、国の基本方針に記載があるが、本市の改訂素案には抜けているものがある。具体的には、生命心身財産重大事態の事例としての「精神性の疾患を発症した場合」の記載、不登校重大事態の「相当の期間」についての説明の中の「一定期間連続して欠席している場合は上記の目安に関わらず調査に着手することが必要である」との但し書き、重大事態の調査結果の情報提供についての説明の中の「プライバシーや個人情報を盾に説明を怠ってはいけない」との但し書きがある。抜けている部分が重要でないと思われることもあるので、あえて削る必要はなく、記載したほうがよいと思う。
- 委員： 重大事態の調査についてだが、他の自治体では、被害者の保護者が学校に不信感を抱き、学校の調査やケアを断った事例もある。本市で重大事態が起きたときには本委員会が対応するが、保護者からは教育委員会の内部機関と見られ、不信感が生じることも考えられる。第三者で構成された教育委員会の附属機関による調査であることが明確に分かるように記載したほうが良いのではないかと。
- 事務局： 誤解を招かないよう表現を工夫する。また、本委員会が重大事態の調査に当たる場合は、被害者の保護者等の要望に応じて、臨時委員を加えることができるようになっている。さらに、保護者が調査結果に納得しない場合は、市長部局による再調査を行えるようになっている。
- 委員： 本市では重大事態は発生していないのか。
- 事務局： 発生していないが、不登校重大事態につながる恐れのある事案はあった。
- 委員： その事案は解消したのか。
- 事務局： 重大事態になる前に解消した。
- 委員： そのような事例に学校がどう取り組んだのかなど、本委員会で実際の事例を報告してもらえると、各委員から具体的な意見が出され、重大事態が起きたときの対応の参考になる。
- 委員： そのような事例を、本委員会や教員の研修会で提示すると、今後の対応を考える上で参考になる。
- 事務局： 教員の研修会では実際に行っている。
- 委員： 実際に重大事態が起こったときに、スムーズに対応していくためにも、専門委員会にはどのように情報が伝わるのかなど、指示・命令系統を知りたい。
- 事務局： 重大事態が起きたときには、学校や教育委員会の調査を経て、本委員会の臨時会議を開催することになるが、その際は、事務局から各委員に直接連絡することになる。